

様式

意見書

平成20年6月23日

総務省情報通信政策局
放送政策課 御中

郵便番号 154-0012

住所 トウキョウトセタガヤクマサリ
東京都世田谷区駒沢4-15-20

氏名 ビックピクチャーインターナショナル
株式会社Big Picture International
マーク D. フォティ
代表取締役社長 Marc D. Fuoti
(日本エンターテイメント&メディア協会 会長)

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案)に関し、別紙のとおり意見を提出致します。

意見書要旨

1. 従来にない全く新しいサービスを志向した競争環境を促進し、既存事業者を優先すべきでない。新たな技術やビジネスモデルでは新規参入者が進歩をもたらす。これにより市場全体が拡大し、既存の事業者も工夫次第で裨益する。
2. MediaFLO は既に確立されたグローバルな技術である一方、ISDB-Tmm は未だ開発中の実証されていない技術であり、この区別は明確にされるべきである。
3. 複数のオペレーターが、SFN は可能であると述べているのに、MFN を混信の解決方法とするのはミスリーディング。SFN により二つのオペレーターが可能となり、市場発展のための選択肢とバラエティが生まれる。
4. 地方ブロック放送に関しては、「今後の検討」に委ねられている課題が多すぎる。
5. マルチメディア放送の映像品質と機能はワンセグよりも相当高度なものでなくてはならないはず。現在、これを提供しているのは MediaFLO と DVB-H である。
6. ソフト事業者の数についても、一つの事業者に安定した事業環境を提供するよりも、複数の事業者に競争的環境を保証することを重視すべきである。
7. ハード・ソフト事業者の分離制度や、ハード事業者によるコンテンツ・ビジネスへの参加を検討する際には、事前に想定された財務的要請や効率よりも、市場原理を念頭に置くべきである。
8. NHK のノウハウの活用は、新たな事業者の権利を阻害したり、事業者が自分の技術・コンテンツ等を開発・選択することを妨げることを懸念する。
9. マルチメディア放送については、既存の放送よりも規制を緩和するという方針には賛成する。過去の歴史から見られるように、どんな技術の場合でも、新興分野においてどの方式が最適かについては、市場原理に決定をゆだねるべきである。
10. V-Low 帯と V-High 帯の両方について同様の受信が可能なチップの開発は日本のみにおいて意味がある。高コストの危険と国際標準からの孤立などを考えると、これは非現実的な目標。敢行すれば、PDC の際と同様の問題を抱えることになりうる。

11. いわゆるワンチップ化」によってロイヤリティの負担が増加し、あるいは追加ロイヤリティの徴収があると考えるのは誤りである。
12. 日本の ICT 分野の国際競争力向上のためには、世界中のユーザの多様なニーズに対応できるよう、複数方式から自由に選択できるようにすべき。ビジネスのグローバル化が確保されることが重要。

以上

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
8頁	12-16行	<p>第1章 検討の基本的視点</p> <p>2 基本的考え方</p> <p>(4) 新たな放送に対する関係者の意見</p> <p>ア 基本的方向性</p> <p>事業者の創意工夫を生かすことが可能な放送について期待する意見(「自由な表現形態による放送の実現が可能となる制度」「既存サービスでの延長ではなく、従来にない全く新しいサービスの提供が促進されることを希望」「いろいろなビジネスモデルが試され、競争する環境が維持」)があったほか、現行の放送の形態を前提とした意見(「当面は現行の音声サービスをアナログとデジタルのハイブリッド放送として行うこと」等)があった。</p>	<p>「既存サービスの延長ではなく、従来にない全く新しいサービスの提供が促進されることを希望」「いろいろなビジネスモデルが試され、競争する環境が維持」との意見を支持する。</p>
10頁	7-13行	<p>第1章 検討の基本的視点</p> <p>2 基本的考え方</p> <p>(4) 新たな放送に対する関係者の意見</p> <p>ウ 制度関連</p> <p>(ウ) 放送の規律</p> <p>放送局に係る表現の自由享有基準(いわゆるマスメディア集中排除原則)については、その適用の緩和を中心とした意見(「地上放送について、隣接地域間、持株会社方式による緩和が進行していることや、衛星系も含めて相当数の放送が行われていること、既存地上放送とビジネスモデルも異なることから、適用されなくても表現の自由が損なわれることはない」「サービス実施主体として参加する事業者・団体が複数サービスエリアにおけるサービス提供に参加できる制度が望まれる」「免許主体は既存ラジオ放送事業者を優先してほしい」等)が多くあった。</p>	<p>「免許主体は既存ラジオ放送事業者を優先してほしい」との意見を支持しない。新たな技術やビジネスモデルの場合、市場への新規参入者が進歩や有益な行動を最ももたらすことが多い。これにより多くの場合市場全体が拡大し、既存の事業者も工夫次第で裨益することができる。</p>

11-12頁	11頁:21-30行 12頁:1-3行	<p>第1章 検討の基本的視点</p> <p>2 基本的考え方</p> <p>(4) 新たな放送に対する関係者の意見</p> <p>エ 技術関連</p> <p>(エ) 採用すべき技術方式</p> <p>ワンセグ放送との共用が図られていること等からISDB-T系の技術方式とすべきという意見(「現在、実用化試験放送で採用されており、「ワンセグ放送」との共用が図られていること、伝送容量や消費電力の面で問題ないこと、県域を原則とした任意の周波数帯に対応可能等という点から、ISDB-TSB方式がマルチメディア放送に最も適した方式」「ISDB-Tmm方式は、地上デジタル放送のISDB-T方式及びデジタルラジオのISDB-TSB方式をベースに運用規定を拡張した方式であり、受信機リソース負担を強いることはなく、また、ワンセグやデジタルラジオで培ったネットワーク技術、端末技術、コンテンツ、サービス等の資源の有効活用が可能」「ISDB-T方式は、ワンセグとの共用、標準化方式であるため、どの受信機メーカーも参入可能。また、多数の放送事業者の参入を受け入れることができる1セグ単位の免許が可能」と、複数方式の採用を前提とした意見(「MediaFLOやISDB-Tmmといった新たな方式について、周波数利用効率や機能、実現性など、携帯端末を対象にしたサービスという面から多面的に評価すべき)があった。</p>	<p>MediaFLOがISDB-Tmmと並んで「新たな方式」と称されているが、MediaFLOは既に確立されたグローバルな技術である。一方のISDB-Tmmは新たな方式であるだけでなく、未だ開発中の実証されていない技術であり、この区別は明確にされるべきである。実際に比較するのであれば、6MHzの帯域で每秒30フレームを22チャンネルで放送できるMediaFLOと、每秒15フレームで13チャンネルを放送するワンセグとを比較すべきである。</p>
--------	------------------------	--	--

<p>18頁</p>	<p>20-33行</p>	<p>第3章 周波数の割当て 2 割当て周波数の検討 (1) 複数のチャンネルの割当ての要否 ア ネットワークの構築方法 (注2) SFN(Single Frequency Network)とは、隣接するサービスエリアを単一のチャンネル(周波数)でカバーするネットワークをいう。マルチメディア放送の放送ネットワークの構築について、周波数を有効に利用するためには、SFNとすることが効果的である。SFNは、マルチパス(遅延波)による妨害に強いOFDM変調方式を用いることにより、隣接する放送局間で、チャンネルを同一にして、放送ネットワークを構築することを可能にする。サービスエリアにおけるすべての放送局についてSFNによる放送ネットワークを構築できれば、そのサービスエリアにおける放送は、単一チャンネルで可能となる。 しかし、SFNによっても、ガードインターバル(マルチパスの発生による混信を防ぐためにデータを伝送する際に信号に付ける冗長部分)の許容値を超えるマルチパスが発生する場合は、混信が発生することから、当該混信をするエリアを放送エリア(放送が受信できるエリア)とするためには、追加のチャンネルを含めたネットワーク(MFN(Multiple Frequency Network:放送エリアを複数のチャンネルでカバーするネットワーク)を構築する必要がある。</p>	<p>ネットワークの在り方の選択は最も重要な問題の一つである。報告書は、MFN を混信に対する解決方法と位置付けるように読めるが、これはミスリーディングである。レポートは複数のオペレーターが、混信の可能性の問題は克服でき、SFN は可能であると明確に述べているという事実を無視している。さらに、SFN により二つのオペレーターが可能となるが、これにより市場発展の初期段階における選択肢とバラエティの増加を確保することができる。</p>
<p>23-24頁</p>	<p>23頁:33-34行 24頁:1-22行</p>	<p>第3章 周波数の割当て 3 新たな周波数割当て方法の検討 (2)「地方ブロック向け放送」の扱い これまでみたとおり(第2章)、「地方ブロック向け放送」については、「地方ブロック」を誰がどのように分けをするか(例えば、どの位の数の県を1のブロックとす</p>	<p>地方ブロック放送に関しては、「今後の検討」に委ねられている課題が多すぎる。報告書はより結論に近づけるか、少なくとも他のほとんどの課題についてなされている様に、可能性のあるシナリオを描くべきである。主</p>

るか)が今後の検討に委ねられている。

この点、「地方ブロック向け放送」について、

- ① 1の者がすべての地方ブロックで「地方ブロック向け放送」を行うこと、又は、すべてのブロックの申請者が連携して申請することを前提とする場合
- ② 地方ブロックの区分けやその地方ブロック用のチャンネル(予備用のチャンネルを含む。)の利用条件を国があらかじめ定め、地方ブロックごとに放送事業者が申請する場合

等を想定すれば、国が異なる地方ブロック間のチャンネル利用を個別に調整することは必要ではなく、放送事業者の創意工夫に委ねた「全国向け放送」に準じた仕組みを導入することも考えられる。

このため、「地方ブロック向け放送」の周波数の割当て方法については、こうした点を十分に踏まえつつ、今後更に検討を行うことが適当である。

なお、参入の形態について、上記②の方法をとった場合には、実際に申請が行われない地方ブロックが生じることも想定される。こうした場合には、例えば、

- ・ 申請があった地方ブロックでの放送も含め「地方ブロック向け放送」への割当てを止めて、すべて「全国向け放送」に改めた上で再度参入希望者を募集すること、
- ・ とりあえず申請があった地方ブロックについて処理を行うこと(その他の地方については申請を待つこと)、

等の対応が考えられるが、国民のニーズや周波数の有効利用等を踏まえ、更に検討することが必要である。

要な課題は全国放送にも関連する一方、災害対応のような地方の重要課題はワンセグで行うことが可能である。

<p>25頁</p>	<p>24-26行</p>	<p>第4章 制度の在り方 1 定義等 (1)マルチメディア放送の定義 また、このマルチメディア放送で前提とする「映像」の品質の程度については、現在のワンセグ放送と同様のものとするのが考えられるが、国民のニーズや技術革新の動向、本放送に係る周波数割当ての経緯等を踏まえ、更に検討が必要である。</p>	<p>映像の品質は現在のワンセグと同様のものとするとしているが、マルチメディア放送の映像品質と機能はワンセグよりも相当高度なものではないと理解している。現在、これを提供しているのはMediaFLOとDVB-Hである。</p>
<p>27頁</p>	<p>19-29行</p>	<p>第4章 制度の在り方 2 参入規律 (1)参入の枠組み(いわゆるハードとソフト) ア ソフト事業 (イ)「全国向け放送」のソフト事業者の数 「全国向け放送」においては、「映像・音響・データといった放送の形態」「リアルタイム・ダウンロードといった放送の態様」「報道、スポーツ、音楽といった放送番組の内容」等が想定されており、こうした多様で多チャンネルの放送を安定的な事業運営を確保しつつ行うためには、1のソフト事業者に対し、まとまった周波数帯域幅を割り当てることが求められる(注)。 このため、「全国向け放送」に用いるV-HIGHの周波数帯域幅が14.5MHzであることからすれば、こうしたことを踏まえつつ、放送の多元性、まとまった周波数帯域幅を有するソフト事業者間の競争環境等を確保するために、複数のソフト事業者(例えば2~4事業者程度)を前提とすることが適当である。 なお、具体的なソフト事業者の数については、今後更に検討を進めることが適当である。</p>	<p>ソフト事業者の数を考える際は、一つの事業者に安定した事業環境を提供するよりも、複数の事業者に競争的環境を保障することを重視すべきである。報告書は全国向け放送について2~4のソフト事業者を勧めつつ、ハード事業者については地域または地域ブロックごとに1つ、全国向けに1~2を提言している。誤解を避けるために、それぞれの事業者に与えられる周波数の数と幅と、その理由を明記すべきである。</p>

29-30頁	29頁:30-31行 30頁:1-21行	<p>第4章 制度の在り方</p> <p>2 参入規律</p> <p>(1)参入の枠組み(いわゆるハードとソフト)</p> <p>ウ ハード・ソフト分離制度の導入</p> <p>地上放送については、ハードについての免許(地上放送をする無線局の免許)を取得する事業者が、放送番組の「編集」を行うソフト事業者となる仕組み(ハード・ソフト一致の制度)がとられている。</p> <p>他方、衛星放送については、ソフト事業への参入の容易化等のため、いわゆる「ハード・ソフト分離」の制度が導入されている。この制度では、ハードを整備する事業者が電波法上の放送局免許(衛星放送をする無線局の免許)を取得し、放送番組の「編集」を行うソフト事業者は、このハードの利用を前提として、放送法上の認定を取得することとなる。</p> <p>この点、マルチメディア放送については、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地方ブロック向け放送」について、ソフト事業者を地方ブロックごとにした上で、ハード事業者を全国で1とすること、 <p>等も想定され、このような事業展開の柔軟性を確保するためには、ハード事業者とソフト事業者が異なることを許容する「ハード・ソフト分離」の制度の活用を可能とすることが考えられる。</p> <p>また、マルチメディア放送のハード整備には、多額の資金が必要であると見込まれている(注)。</p> <p>これから市場を立ち上げる新たな放送であって、事業運営にリスクを伴うマルチメディア放送について、ソフト事業と切り離して、こうしたハード整備のみを一から行う者は一般に想定し難い。</p>	<p>ハード・ソフト事業者の分離制度や、ハード事業者によるコンテンツ・ビジネスへの参加を検討する際には、事前に想定された財務的要請や効率よりも、市場原理を念頭に置くべきである。</p>
--------	-------------------------	---	--

		<p>こうしたことから、ハード・ソフト分離の制度を導入した場合において、ハード整備のインセンティブを確保するためには、ハード事業者は、一定の条件の下で優先的にソフト事業者となれるように措置することが考えられる。</p>	
30-31頁	30頁:26-36行 31頁:1行	<p>第4章 制度の在り方</p> <p>2 参入規律</p> <p>(1)参入の枠組み(いわゆるハードとソフト)</p> <p>エ NHKのノウハウ等の活用</p> <p>マルチメディア放送は、これから市場を立ち上げる新たな放送であり、技術的にも新規性が強いものである。このため、その普及・発展を図るためには、魅力あるコンテンツの確保や置局を含む技術的な対応が重要となる。こうした点で、NHKが有するコンテンツや技術面等のノウハウを活用することも考えられる。</p> <p>具体的には、地域情報の伝達手段としての役割も担う「地方ブロック向け放送」について、コンテンツ流通促進、災害情報の確保、技術面の観点からNHKが関わることや、「全国向け放送」について、例えば、外国人向け放送の良質なコンテンツの供給源としての役割を果たすこと等が考えられる。</p> <p>ただし、こうした枠組みを超え、NHKが、例えば放送事業者としてより主体的な取組を行うことについては、NHKの放送メディア全体に対する役割や受信料との関係等を踏まえつつ、その必要性について十分に検討を行うことが必要である。</p>	<p>NHKが関連分野で経験を持っているとしても、その活用は、新たなビジネスモデルにおける事業者の権利を阻害したり、事業者が自分の技術・コンテンツ・ビジネスオペレーションやソリューションを開発・選択することを妨げることを懸念する。</p>

31頁	22-25行	<p>第4章 制度の在り方</p> <p>2 参入規律</p> <p>(2)出資規律</p> <p>ア 放送局に係る表現の自由享有基準</p> <p>(イ)マルチメディア放送の扱い</p> <p>具体的な適用の在り方については、放送メディアの特性に応じた規律をしている現行制度を踏まえつつ、地上放送として新たに制度化されるマルチメディア放送の円滑な立ち上げを図る等の観点から、基本的には緩和の方向とすることが適当である。</p>	<p>マルチメディア放送については、既存の放送よりも規制を緩和するという方針には賛成する。報告書は、米国でもマルチメディア放送は放送として扱われていないとしている。しかしながら同時に、報告書は放送と通信が融合した世界を先取りすべきであるのに、両者が未だに分離されているままの世界を前提として書かれている。これは機会の損失であり、今後予定されている法律面での通信・放送融合が起きた場合に問題を生じる可能性がある。</p>
35頁	3-14行	<p>第4章 制度の在り方</p> <p>3 事業規律</p> <p>(2)番組関係以外</p> <p>ア 有料放送・無料放送の別</p> <p>現在の地上放送は、広告収入を財源とする「無料放送」により行われているが、マルチメディア放送については、この「無料放送」に加え、衛星放送で行われている「有料放送」や新たなビジネスモデル(例えば、放送の聴取は無料であるが、それと同時に録音することは有料とするモデル)が考えられる。また、「無料放送」についても、従来の広告費にとどまらず、通信サービスとの連携等により、いわゆる販売促進費を視野に入れた事業展開が想定される。</p> <p>この「無料放送」の部分をどの程度確保するかについては、事業者の創意工夫を基本とする観点から、原則として事業者に委ねることが適当と考えられる。</p>	<p>歴史的に、有線放送と衛星放送はこれまでずっと有料放送モデルをとっており、現在ではかなり広告モデルの要素も入ってきている。インターネットでは、両モデルにおける何年間もの試行錯誤を経たうえで、現在の無料モデルが普及している。次世代 DVD については、消費者と市場が方式を決定し、結果としてより高価なモデルが選ばれることとなった。このようにどんな場合でも、新興分野においてどの方式が最適かについては、市場原理に決定をゆだねるべきである。</p>

		<p>しかし、新しく開始される放送のほとんどすべてが有料放送となると、その普及・発展を阻害するおそれがあるため、例えば、事業者選定の比較審査の際に、一定程度の無料放送を確保する者を優遇する等の仕組みを検討することも考えられる。</p>	
<p>39頁</p>	<p>2-15行</p>	<p>第4章 制度の在り方 3 事業規律 (2)番組関係以外 エ 端末の普及の施策</p> <p>新たな放送であるマルチメディア放送が広く普及し、発展していくためには、対応する受信端末の普及が不可欠である。マルチメディア放送が「携帯端末向け」であることを踏まえれば、特に広く国民に普及している携帯電話端末に受信機能が付加されることが強く期待され、このほかにも、カーナビ、PHS等の様々な情報端末に受信機能が付加されたり、専用の受信端末が普及することが期待される。</p> <p>こうした「端末の普及」を実現するための手段としては、本サービスへの参入を希望している事業者の選定に当たり、受信端末の普及のための施策を審査項目とする等、事業者による取組を促進させるような仕組みを検討することも考えられる。</p> <p>また、受信端末は一般に技術方式によって異なるものとなることから、マルチメディア放送の受信端末の普及のためには、「全国向け放送」、「地方ブロック向け放送」(「新型コミュニティ放送」を含む。)及びそれらの間で、同一の技術方式を用いることが効果的と考えられる。</p>	<p>V-Low 帯と V-High 帯の両方について同様の受信が可能なチップは存在せず、そのような技術の開発は日本のみにおいて意味があるものとなる。よって、高コストの危険と国際標準からの孤立、逆に国際的に展開可能な技術を選んだ場合のスケールメリットによる低コスト化を考えると、これは非現実的な目標であり、放棄されるべきである。もし敢行すれば、PDC の際と同様の問題を抱えることになりうる。</p>

41-42頁	41頁:26-36行 42頁:1-3行	<p>第5章 技術方式の在り方</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>(3) 国内規格の統一の要否</p> <p>(注2) こうした考え方に対し、放送に用いられる技術方式が複数であっても、それらのすべてに対応した受信端末があれば同等の効果が得られるとの考え方もあるが、ロイヤルティ(特許権等の使用料)負担等により費用は高くなる。</p> <p>この点について、本懇談会において、関係者にヒアリングをしたところ、次の意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般に技術方式ごとに必要となるチップ(パッケージ化された半導体)について、1 のチップにより複数の技術方式に対応できるチップ(いわゆるワンチップ化)が実現したとしても、ロイヤルティ負担が必要であることは変わりがないほか、 <ul style="list-style-type: none"> － アプリケーションソフト等、共通化できない部分の開発が必要となる － 試験確認作業に二重の手間を要する ・ 一般論としては、複数の技術方式が併存することは望ましいことではない、 ・ (複数の技術方式の受信機能を搭載することについて)複数サービスに対応するためのアプリケーション開発工数、それに伴う試験工数等々の負担増を考えると、端末のコストインパクトは極めて大きい、 	<p>「いわゆるワンチップ化」によってロイヤルティの負担が増加し、あるいは追加ロイヤルティの徴収があると考えるのは誤りである。多くの専門家は、マルチメディア放送の主要な受信端末は携帯電話となり、このようなチップは携帯電話端末の標準装備の一部となると考えている。</p>
42頁	4-5行	<p>第5章 技術方式の在り方</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>(3) 国内規格の統一の要否</p> <p>(注3) こうした考え方に対し、技術方式の間に著しい差異がないとすれば、放送事業者の技術方式の選択を優先させる意義は少ないという意見もある。</p>	<p>既に商用展開している MediaFLO と DVB-H が、ISDB-Tmm との間で著しい差異がないと考えるのは誤りである。</p>

42頁	8-12行	<p>第5章 技術方式の在り方</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>(3) 国内規格の統一の要否</p> <p>(注3)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 我が国のICT分野における国際競争力向上のためには、日本国内のみならず、世界中のユーザの多様なニーズに対応できることが望ましいので、1の技術方式に絞り込む必要はない、・ 提供されるサービスに最も適した方式を複数技術方式の中から自由に選択できることが重要である、	<p>「我が国の ICT 分野における国際競争力向上のためには、日本国内のみならず、世界中のユーザの多様なニーズに対応できることが望ましいので、1の技術方式に絞り込む必要はない」「提供されるサービスに最も適した方式を複数技術方式の中から自由に選択できることが重要である」との意見に強く賛同する。ビジネスのグローバル化がますます進む今日、コンテンツやアプリケーション等の国際市場への輸出・輸入は促進されるべきである。日本はこの重要な産業分野において、グローバルリーダーとなるチャンスを持っている。そのためには、ビジネスのグローバル化が確保されることを保証する必要がある。</p>
-----	-------	---	--

以上